

大型基礎工事用機械の分解輸送に関する
「アンケート調査」のとりまとめ

基礎工事用機械
技術委員会

設問1

<1> あなたの会社は、どの業種ですか。

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 総合建設業 | 16社 |
| 2 | 専門施工業 | 31社 |

※ 157社にアンケート調査を依頼した結果、47社より回答があった。

設問2

<2> 貴社では、大型基礎工事用建設機械の分解輸送を行っていますか。

- | | |
|---|---------|
| 1 | 実施している |
| 2 | 実施していない |

※ 総合建設業で実施していないと回答した5社は、自社で機械を保有していない為である。
※ 実施しているとの回答の中には、規制値以下まで分解していないものも含まれている。

総合建設業		専門施工業	
11社		25社	
5社		6社	

設問3

<3> 車両制限令の規制内容をご存知ですか。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 細かい事項まで内容を把握している |
| 2 | 概略内容を把握している |
| 3 | 運送会社に任せているので内容を把握していない |

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
		4社	1社
11社	5社	17社	4社
		4社	1社

設問 4

< 4 > 輸送に際し分解している大型基礎工事用機械の機種と台数は。

- 1 三点支持式杭打機
- 2 懸垂式杭打機
- 3※基礎工事用クレーン
- 4 オールケーシング掘削機
- 5 アースドリル掘削機
- 6 アースオーガ掘削機
- 7 全周回転掘削機
- 8 地中連続壁掘削機
- 9 粉体噴射攪拌機
- 10 サンドパイル打設機
- 11 パイルハンマ
- 12 その他

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
12台		135台	9台
		12台	1台
54台		195台	2台
7台		44台	1台
15台		65台	
14台		38台	8台
		29台	3台
28台		2台	6台
		8台	
		1台	
		17台	
		11台	

※基礎工事用クレーンとは、基礎工事施工に伴って使用する補助クレーンを意味する。

設問5

<5> 貴社では大型機械をどのような状態で保管していますか。

- 1 分解して保管
- 2 走行可能に仮組保管（本体とフロントに分解）
- 3 ほとんど現場から現場へ移動させている
- 4 下請業者に依頼（運送業者）している
- 5 自社機械置場で保管

※1 輸送分解を考慮した保管状態であるか否かを調査したが主旨とはずれた回答があった。

※2 置場のスペースや整理上より自走可能状態で保管していると思われる。おそらく、輸送状態でも足回りを分解していないと思われる。

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
3社		5社	
2社		5社	
			1社
1社		1社	
6社		13社	2社

設問6

<6> 輸送する際のトレーラ、トラックなどの配車計画はどのように行っていますか。

- 1 車両制限令を考慮し自社で行う
- 2 運送会社に任せる
- 3 下請業者に任せている

5社		16社	1社
5社		11社	1社
1社			

設問 7

<7> 分解輸送が必要な機械に対して、分解箇所をどのように決めていますか。

- 1 自社で分解輸送マニュアルを作成している
- 2 機械のパンフレット、取扱説明書を参考にする
- 3 メーカーの技術者の指導を受ける
- 4 運送会社と打合せにより決める

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
2社		10社	
6社		14社	
5社		8社	
		1社	

設問 8

<8> 機械の分解・組立作業はどのようにしておりますか。

- 1 自社の技術者、作業員で行う
- 2 メーカーの技術者の指導のもとで自社の作業員で行う
- 3 メーカーに依頼する
- 4 整備会社に依頼する
- 5 運送会社に依頼する

10社		16社	2社
3社		2社	
		2社	
1社		1社	
		1社	

設問9

<9> 分解輸送に対して現状のパンフレット、取扱説明書で十分対処できますか。

- 1 現状のままで十分
- 2 もっと詳しい情報が欲しい
- 3 機種により異なる

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
5社		12社	1社
6社	1社	11社	1社
		1社	

設問10

<10> もっと詳しい情報とはどのようなものですか。

- 1 自社の技術・設備で分解・組立が可能な部分の寸法と重量
- 2 分解輸送が可能な機械部材の寸法と重量
- 3 分解可能な機械部材と輸送車両の組合せ
- 4 分解・組立に要する標準工数

1社		7社	1社
5社	1社	7社	
4社		7社	
1社		6社	

設問11は、設問2で実施していないと回答した人にお尋ねします。

<11> 分解輸送を実施しない理由は何んですか。

- 1 保有機械が車両制限令の規制値以下である
- 2 規制値以上であるが構造上分解できない
- 3 分解輸送が経済的にあわない
- 4 施工条件（時間制限、作業場所など）が厳しく現場での組立が出来ない

設問12 以下の設問からは全員でお答え下さい。

<12> 同種機械でもメーカーによって機械部品の名称が異なることがありますが、用語の統一は必要でしょうか。

- 1 ぜひ統一が必要
- 2 あまり必要性を感じない
- 3 現在のままでよい

設問13

<13> 現在計画している「大型建設機械分解輸送に関する日本建設機械化協会規格」では、分解可能な部分の名称、寸法、重量、輸送車両の種類、台数および通行許可条件を記載する予定ですが、このような機械の分解明細が必要でしょうか。

- 1 ぜひ必要
- 2 あまり必要性を感じない
- 3 あまり細かく記載しない方がよい

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
		2件	1件
1件		2件	4件
1件		3件	4件
1件		3件	3件

7件	3件	16件	3件
3件		2件	1件
1件		6件	2件

9件	3件	16件	3件
1件		1件	
1件		6件	3件

設問 1 4

< 1 4 > 大型機械の輸送に際しいつも問題になるのはどのようなことでしょうか。

1 通行許可条件検討

① 保安基準緩和車利用の際の単体物品輸送規制（過積，寸法制限）

② 保安基準緩和車の G C W（連結車両総重量）規制の地域別の相違

2 規制に対する許認可手続

3 輸送車両が増える場合と、搬入路確保の為の時間規制と搬入時間の調整
（通行予定の道路，橋梁における許容地上高，許容荷重，曲率半径及び夜間の回送）

4 搬入先の道路が狭くて、又は現場が狭くて、大型機械持込み制限がある

5 分解による安全性の低下、重量が重い為、積込み・積降し時及び狭い現場では危険を伴う

6 分解しても規制値以下にならない構造である（重量，寸法制限）

7 分解・組立時間の工期への影響

8 分解輸送費・組立費がUPする

① 現場での組立工数が多い

② 工事費一括のために分解・組立費用を元請に請求できない

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
3件	2件	2件	
(2件)	(2件)	(1件)	
(1件)		(1件)	
2件		1件	1件
3件		3件	2件
2件		1件	1件
3件		2件	
1件		7件	1件
1件			
4件		9件	5件
(1件)		(4件)	
(1件)		(5件)	(1件)

③ 出庫前に整備・試運転の為、組立るが出庫時再度分解しなければならない

④ 分解・組立スペースの確保、地盤整地等の段取、分解・組立設備

⑤ 輸送費、分解・組立費がかさみ、現状ではすべて分解輸送となるとやっていけない

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
(1 件)			
(1 件)			
(2 件)		(2 件)	(5 件)

設問 15

< 15 > 今後、大型機械の輸送に関し要望事項があったらお聞かせ下さい。

15-1 現在の法令に対して

- 1 法令の文面が難解。わかり易いマニュアルを望む
- 2 保安基準、車両制限令、道公法の統一化（地域や担当者によって見解が異なり、かつ、同じ道路でも機関によっては通行できる場所と通行できない場所がある）
- 3 実情に沿った法制化（新しく性能の良くなった車両に対しても昔のままの車両制限を適用するなど現状と法令があっていない）
- 4 輸送規制の緩和（幹線道路の格付、重量・寸法制限、大型トレーラの輸送可）
- 5 トータルコストを考慮した法制化を望む

		1 件	
2 件		4 件	
		4 件	1 件
5 件		6 件	2 件
		2 件	

15-2 道路管理者に対して

- 1 規制についてわかり易いマニュアルを望む
- 2 許可申請から許可が出るまでの期間が長過ぎる
- 3 国道・都道・区道等各個に許可申請が必要であるが、統一化できないか
- 4 50tトレーラが走行できるようにして欲しい。また主要道路は、トレーラの最大積載重量で走行できるようにして欲しい
- 5 輸送を考慮した道路横断の架線・橋桁などの高さを考慮した設計にして欲しい
- 6 通行規制の緩和（車種・重量・寸法・高さ）

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
		1件	
1件		2件	
2件		1件	
1件		1件	2件
1件		1件	
2件		4件	

15-3 発注者に対して

- 1 輸送問題を考慮した設計を望む（トレーラで輸送しなければならない建設機械でも、トレーラが入れない現場とか道路がある）
- 2 積算基準の見直し（専門業者を含めて委員会をつくり、過積載、分解輸送費、工程を十分に検討して欲しい）
- 3 元請に対し、分解輸送費等の発注金額が専門会社に支払われるよう指導して欲しい

1件		3件	
3件		4件	3件
		3件	1件

15-4 元請会社に対して

- 1 輸送費、分解・組立費の見直しを行い積算に反映して欲しい。またこれら費用を明確に認識し対価を支払って欲しい
- 2 分解輸送に要する工程を積算に組入れて欲しい
- 3 運送車両は支給して欲しい
- 4 道路使用許可申請は、一括申請して欲しい
- 5 搬入、搬出時の道路確保とガードマンを付ける等安全配慮が欲しい

総合建設業		専門施工業	
実施有	実施無	実施有	実施無
1件		7件	3件
1件		1件	
		1件	
		2件	
1件		4件	

15-5 メーカーに対して

- 1 古い機械の分解方法を考えて欲しい
- 2 機械別の輸送姿図、重量表及び分解・組立の詳しいマニュアルを作成して欲しい
- 3 軽量化、分解の簡素化と分解・組立が容易な機械の開発を望む

		2件	1件
1件	1件	4件	
7件	1件	12件	3件